

金融円滑化にかかる体制整備について

金融円滑化法は平成25年3月末を以って終了しましたが、最近の経済金融情勢および雇用環境の下における中小企業者（農業者含む）、住宅ローン借入者の債務の負担の状況に鑑み、法終了後も金融円滑化に向けた基本方針は何ら変わらず引き続き当組合の重要な社会的役割として対応します。

1 金融円滑化対応にかかる全体の管理体制・・・・・・・・図表1参照

(1) 金融円滑化管理委員会の設置

金融円滑化にかかる対応方針や規定の制定・改廃、重要な取組事項の計画策定、進捗状況の定例分析と評価、改善活動に向けた態勢整備等を協議する会議体として、現在の不健全債権管理回収委員会の協議事項に金融円滑化に係る事項を加え、金融円滑化管理委員会として協議する。なお、協議内容については、理事会へ報告する。

(2) 金融円滑化管理責任者の設置

信用担当理事を金融円滑化管理責任者とし、当該責任者はJ A伊勢全体の金融円滑化の対応状況を把握し、金融円滑化管理委員会に対し定期的に状況報告を行う。

(3) 金融円滑化管理責任部署の明確化

本店金融部を、金融円滑化管理責任部署とし、金融部・部長は金融円滑化管理責任者の指示を受け、J A伊勢全体の対応状況について把握する。また、当該部署は、金融円滑化管理責任者に対し、定期的にJ A伊勢全体の対応状況の報告を行うとともに、管理部とも情報の共有化を図る。

(4) 支店への金融円滑化管理担当者の配置

- ① 支店長を金融円滑化管理担当者とし、支店全体の対応状況を把握する。
- ② 支店長代理及びサテライト店長を融資担当者とし、相談窓口で申込みを受けた場合は、記録を作成し、金融円滑化管理担当者を經由して、金融円滑化管理責任部署に速やかに報告する。
- ③ 金融円滑化管理担当者は、金融円滑化管理責任部署に対し、支店の対応状況（受付件数・実績）を定期的に報告する。

(5) 苦情・相談窓口

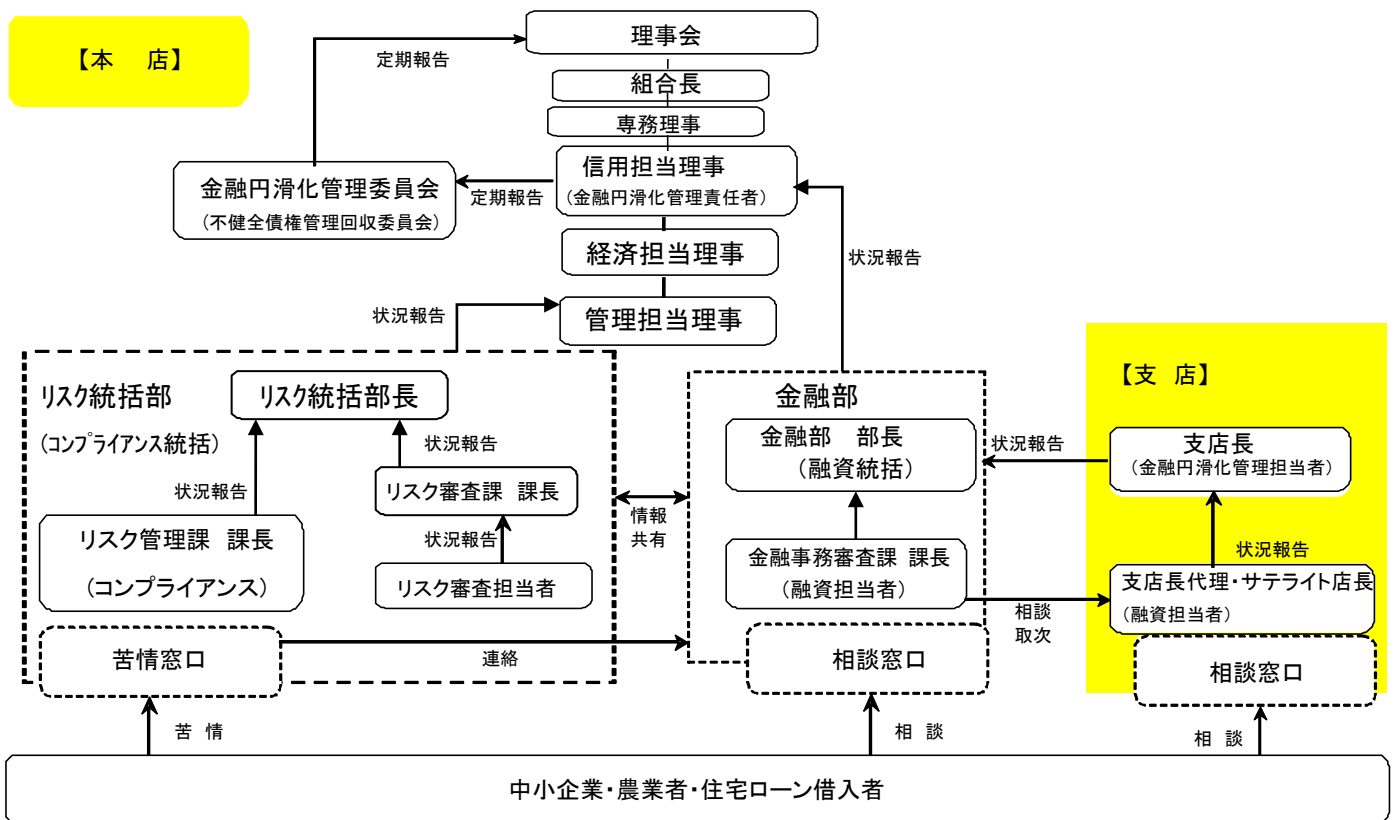
- ① 本店・金融部に相談窓口を設置するとともに、各支店の相談窓口（既設の窓口で可）と合わせてその電話番号等を店頭掲示等により周知する。
- ② 本店・金融部の相談窓口は、相談があった案件について記録書を作成し、担当支

店等へ速やかに取り次ぐ。

- ③ 条件変更申込みへの窓口対応等に対する苦情については、既存の態勢を基本に受付・対応する。

なお、謝絶した案件等については、その概要をあらかじめ金融部から苦情対応窓口へ情報提供しておくことにより、仮に苦情があった場合の対応をスムーズに行うことも考えられる。

【図表1】金融円滑化対応にかかる管理体制



2 金融円滑化対応にかかる個別案件対応・・・図表2参照

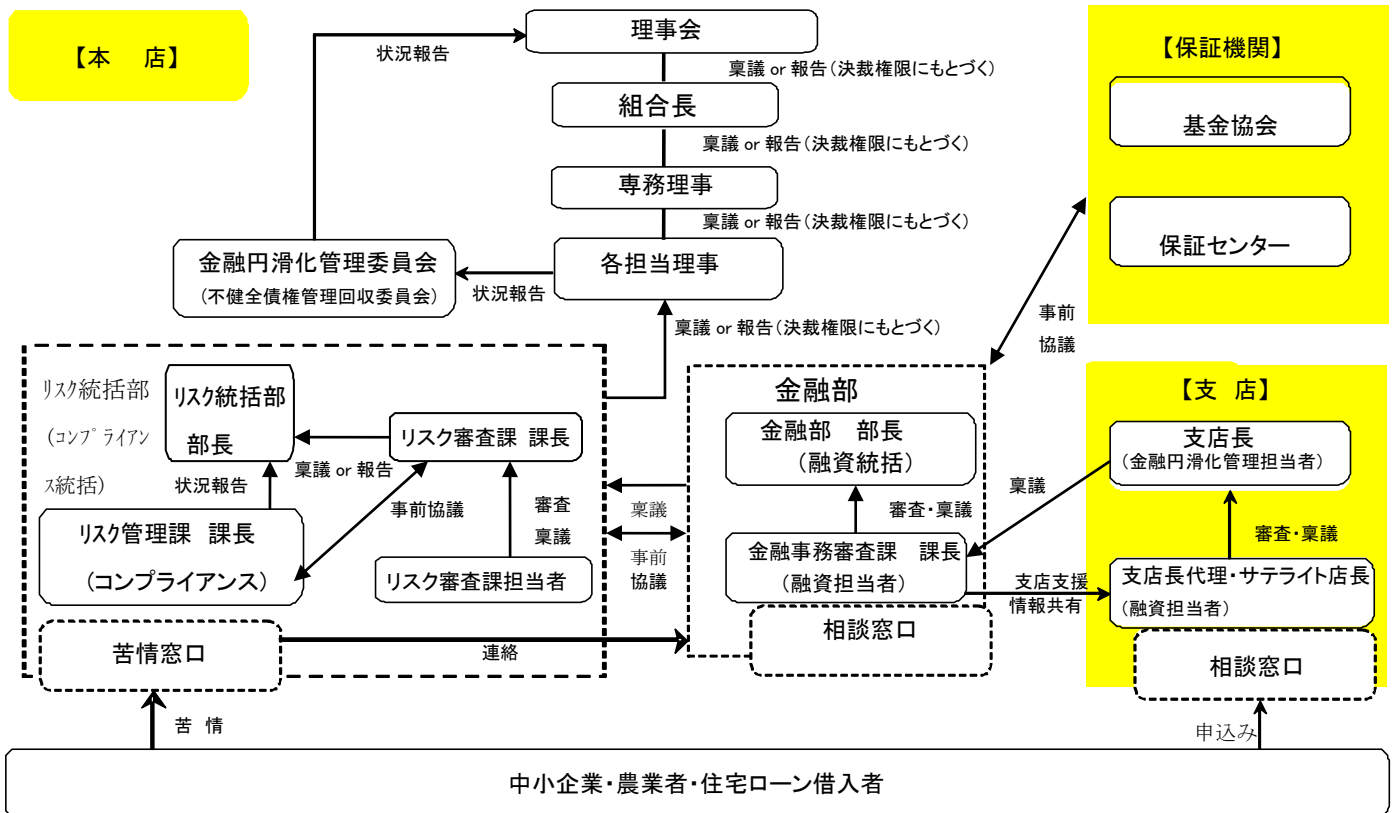
個別案件の審査の権限は、本店に一元化することを基本とし、また、審査結果については案件の応諾・謝絶あるいは決裁権限にかかわらず、組合長まで認知し得る仕組みを導入する。

なお、金融円滑化編チェックリストでは、「金融機関が顧客の経営実態等を踏まえて、適切に新規融資や貸付条件の変更等を行うことの確保」が求められており、金融円滑化の観点からの個別案件対応の適切性を確保する仕組みが必要となる。よって、謝絶や条件提示等を要する案件対応については、審査部門の判断のみではなく、リスク統括部（コンプライアンス統括）と事前協議するプロセスを踏むなど総合的な判断を行い得る体制

整備が求められる。

そのため金融円滑化に向けた対応ができるように現行の基本方針も旧法の監督指針を引き継ぎ体制の整備を図ります。

【図表2】金融円滑化対応にかかる個別案件対応



3. この体制整備の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この体制整備の変更は、平成31年4月1日から施行する。